

特定商品分類及び量目公差表

特定商品(法第12条)	密封特定商品(法第13条)	上限	公差表	特定商品(法第12条)	密封特定商品(法第13条)	上限	公差表
1 精米及び精麦	1 同左	25kg		16 魚(魚卵を含む),貝,いか,たこその他の水産動物(食用のものに限り,ほ乳類を除く)並びにその冷凍品及び加工品	16 魚(魚卵を含む),貝,いか,たこその他の水産動物(食用のものに限り,ほ乳類を除く)並びにその冷凍品及び加工品		
2 豆類(未成熟のものを除く)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1)加工していないもの (2)加工品	2 豆類(未成熟のものを除く)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1)同左 (2)加工品のうち、あん、煮豆、きな粉、ビーナッツ製品及びはるさめ	10kg 5kg		(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品 (2)乾燥し,又はくん製したものの冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ,容器に入れ,又は包装したものに限り)及びそば,みりんぼしその他の調味加工品	(1)冷凍貝柱及び冷凍えび (2)左に掲げるものうち,次に掲げるもの 干しかずのこ,たづくり及び素干しえび 煮干しし,又はくん製したものの 冷凍食品(貝,いか及びえびに限り) 調味加工品(たら又はたのいそぼろ又はでんぶ及びうにの加工品に限り) (3)左に掲げるものうち,次に掲げるもの 塩かずのこ,塩たらこ,すじこ,いくら及びキャビア 缶詰,魚肉ハム及び魚肉ソーセージ,節類及び削節類,塩辛製品並びにぬか,かす等に漬けたもの	5kg 5kg	
3 米粉,小麦粉その他の粉類	3 同左	10kg					
4 でん粉	4 同左	5kg					
5 野菜(未成熟の豆類を含む)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く) (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの (2)缶詰,瓶詰,トマト加工品並びに野菜ジュース (3)漬物(缶詰,瓶詰除く)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ,容器に入れ,又は包装したものに限り) (4) (2), (3)に掲げるもの以外の加工品	5 野菜(未成熟の豆類を含む)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く) (1)該当なし (2)同左 (3)左に掲げるものうち,らっきょう漬以外の小切,細刻していない漬物を除く (4)左のうち,きのこの加工品,乾燥野菜	10kg 5kg 5L 5kg					
6 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く) (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの (2)漬物(缶詰,瓶詰除く)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ,容器に入れ,又は包装したものに限り) (3) (2)に掲げるもの以外の加工品	6 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く) (1)該当なし (2)同左 (3)左に掲げるものうち,缶詰,瓶詰,ジャム,マレード,果実バター並びに乾燥果実	10kg 5kg 5kg		17 海藻及びその加工品	17 海藻及びその加工品のうち,生鮮のもの,冷蔵したものの,干しのみ又はのり加工品以外のもの	5kg	
7 砂糖	7 砂糖のうち,細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	5kg		18 食塩,みそ,うま味調味料,風味調味料,カルー,食用植物油,脂,ショートニング及びマーガリン類	18 同左	5kg	
8 茶,コヒー及びココアの調製品	8 同左	5kg		19 ソース,めん類等のつゆ,焼肉等のたれ及びスープ	19 同左	5kg 5L	
9 香辛料	9 香辛料のうち,破碎し,又は粉碎したもの	1kg		20 しょうゆ及び食酢	20 同左	5L	
10 めん類	10 めん類のうち,ゆでめん又ははむしめん以外のもの	5kg		21 調理食品 (1)即席するこ及び即席せんざい (2) (1)に掲げるもの以外のもの	21 調理食品 (1)同左 (2)左に掲げるものうち,冷凍食品,フルト食品,レトルト食品並びに缶詰及び瓶詰	1kg 5kg	
11 もち,オートミールその他の穀類加工品	11 同左	5kg		22 清涼飲料の粉末,つくだに,ふりかけ並びにごま塩,洗いごま,すりごま及びいりごま	22 同左	1kg	
12 菓子類	12 菓子類のうち, (1)ビスケット類,米菓及びキャンデー(ナッツ類,クリーム,チョコレート等をはさみ,入れ,又は付けたものを除くものとし,1個の質量が3g未満のものに限る) (2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る) (3)水ようかん(くり,ナッツ類等を入れたものを除くものとし,缶入りのものに限る) (4)プリン及びゼリー(缶入りのものに限る) (5)チョコレート(ナッツ類,キャンデー等を入れ,若しくは付けたもの又は細工ものを除く) (6)スタック菓子(ポップコーンを除く)	5kg		23 飲料(医療用のものを除く) (1)アルコールを含まないもの (2)アルコールを含むもの	23 同左 (1)同左 (2)同左	5kg 5L 5L	
13 食肉(鯨肉を除く)並びにその冷凍品及び加工品)	13 同左	5kg		24 液化石油ガス	24 同左	10kg 10L	
14 はちみつ	14 同左	5kg		25 灯油	25 同左	25L	
15 牛乳(脱脂乳を除く)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む) (1)粉乳,バター及びチーズ (2) (1)に掲げるもの以外のもの	15 牛乳(脱脂乳を除く)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む) (1)同左 (2)左に掲げるものうち,アイスクリーム類以外のもの	5kg 5kg 5L		26 潤滑油	26 同左	5L	
				27 油性塗料,ラッカー,合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限り)	27 同左	5kg 5L	
				28 家庭用合成洗剤,家庭用洗剤及びクレザー	28 同左	5kg 5L	
				29 皮革(原皮並びにわに革,とかげ革,へび革及びかめ革を除く)	該当なし		

量目公差表	
表示量	誤差
5g以上 50g以下	4%
50gを超え 100g以下	2g
100gを超え 500g以下	2%
500gを超え 1kg以下	10g
1kgを超え 25kg以下	1%

量目公差表		量目公差表		量目公差表	
表示量	誤差	表示量	誤差	表示量	誤差
5g以上 50g以下	6%	5ml以上 50ml以下	4%	25dm ³ 以上のもの	2%
50gを超え 100g以下	3g	50mlを超え 100ml以下	2ml	JIS規格K6550に規定する条件で,皮革の背筋に垂直方向に49Nの荷重を加えたとき,伸び率が40%を超えるもの	3%
100gを超え 500g以下	3g	100mlを超え 500ml以下	2%		
500gを超え 1.5kg以下	15g	500mlを超え 1L以下	10ml		
1.5kgを超え 10kg以下	1%	1Lを超え 25L以下	1%		